

Q 1 私は調整給付金の対象者ですか。

市で調整給付金の対象者を確認し、「調整給付金の支給に関する通知」を送ります。
なお、電話によるお問い合わせには回答していません。

Q 2 私は夫（妻）の扶養に入っているが、調整給付金の対象ですか。

自身が扶養に入っている場合は、納税義務者の控除対象配偶者として計算を行います
ので、調整給付金の対象ではありません。

Q 3 令和 6 年に子どもが生まれたが、調整給付金の計算に含まれるか。

調整給付金を計算する際は、令和 5 年 12 月末時点の扶養親族が対象になるため、令
和 6 年中に生まれた子どもは、調整給付金の計算には含みません。

なお、令和 6 年分の所得税額については、扶養親族として計算し、当初の調整給付金
に不足が生じる場合には、追加で給付を行う予定になっています。

Q 4 16 歳未満の扶養親族も調整給付金の計算に含まれるか。

調整給付金の計算に含みます。

Q 5 申請者が亡くなった場合は、調整給付金は支給されるのか。

支給対象者であり、支給確認書を返送する前に亡くなった場合は、調整給付金は支給
されません。

なお、支給確認書を返送した後に亡くなった場合には、調整給付金は支給されますが、
他の財産とともに、相続の対象になります。

Q 6 調整給付金は世帯単位で支給されるのか。

調整給付金は個人単位で支給します。

Q 7 「推計所得税額」および「個人住民税所得割額」の税額がない（0 円）場合は、
調整給付金は支給されるか。

調整給付金は、令和 6 年分所得税および令和 6 年度個人住民税の定額減税に伴い、減
税しきれない方に対して支給しているため、税額がない方には、調整給付金は支給され
ません。

Q 8 「推計所得税額」または「個人住民税所得割額」のどちらか一方の税額がない（0円）場合は、調整給付金は支給されるか。

調整給付金は、令和6年分所得税および令和6年度個人住民税の定額減税に伴い、減税しきれない方に対して支給しているため、推計所得税額と個人住民税所得割額のどちらか一方の税額があり、減税しきれない方には、調整給付金を支給します。

Q 9 令和6年分の「推計所得税額」とは具体的にどのように計算されるのか。

令和6年度個人住民税額の算定に用いた情報（所得金額や各種控除の有無等）をもとに、国から示された「調整給付のための算定ツール」を通して推計した所得税額になります。

Q 10 調整給付金に不足額がある場合はどうなるのか。

令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後、当初に支給した調整給付金に不足が生じた場合は、令和7年度に追加で給付を行う予定になっております。詳細が決定次第、広報ちくごやホームページ等でお知らせします。

Q 11 住宅ローン控除やふるさと納税等がある場合の調整給付金はどうなるのか。

住宅ローン控除やふるさと納税などの寄附金控除がある場合は、税額控除後の所得税額や個人住民税所得割額に対して定額減税を行います。

減税しきれない方には、調整給付金を支給します。

Q 12 調整給付金には所得税等はかかるのか。

調整給付金には、所得税等は課税されません。

Q 13 どこの自治体から調整給付金を受けることになりますか。

令和6年度個人住民税を課税している自治体（令和6年1月1日居住自治体）から調整給付金を支給します。

Q 14 調整給付金を受けるには申請が必要ですか。

HPに記載のとおり、支給対象者には、調整給付金の支給に関する通知（「支給のお知らせ」または「支給確認書」）を発送します。

支給のお知らせが届いた方は、申請の必要はありません。

支給確認書が届いた方は、必要事項を記入の上、本人確認書類および口座確認書類の写し（コピー）を添付して返送してください。